

○多治見市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和57年3月26日規則第15号

改正

平成元年3月30日規則第16号
平成5年3月29日規則第27号
平成6年3月14日規則第14号
平成7年9月27日規則第64号
平成9年3月31日規則第26号
平成17年7月26日規則第87号
平成20年2月1日規則第3号
平成20年7月16日規則第63号
平成22年9月29日規則第71号
平成24年3月16日規則第20号
令和3年12月28日規則第71号

多治見市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第9号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、児童館の管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 児童館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 共栄児童館

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 前号以外の施設

ア 月曜日（イに定める日の翌日に当たる場合を除く。）

イ 第3日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（その日がアに定める日に当たるときは、その翌日）

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用期間)

第4条 児童館の使用期間は、同一施設につき、引き続き3日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条の規定により、児童館を使用しようとする者は、児童館使用許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第6条 市長は、児童館の使用を許可したときは、児童館使用許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(使用許可申請の変更等)

第7条 児童館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の申請の内容を変更しようとするとき又は使用許可の申請を取り消そうとするときは、児童館使用変更許可（取消）申請書（別記第3号様式）に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可し、又は承認したときは、児童館使用変更許可（取消承認）書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第8条 条例第8条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可の申請の際申請しなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料を還付する場合において、その還付する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 使用者の責めに帰さない事由により使用できない場合及び使用の日の前日までに使用許可の取消しを申し出た場合 既納の使用料の全額

（2） 使用の日の前日までに使用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額

2 使用料の還付を受けようとする者は、児童館使用料還付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（喫煙の禁止）

第10条 児童館においては、喫煙してはならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日規則第16号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日規則第27号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月14日規則第14号）

この規則は、平成6年3月15日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3条第1項各号の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月27日規則第64号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第26号抄）

1 この規則は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成17年7月26日規則第87号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月1日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月16日規則第63号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年9月29日規則第71号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日規則第20号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（令和3年12月28日規則第71号）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に

提出されている文書は、改正後の各規則の規定による様式により提出されている文書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。